

# 北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例案（素案）

## 1 改正の趣旨

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が制定されるなど、近年、生物多様性の保全に対する社会的要請が高まってきており、国においては、生物多様性の確保のための施策の充実を目的として、自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「法」という。）が改正（平成21年6月3日公布）されました。

道自然環境保全地域においても、無秩序な立入りにより植生に損傷を与える事例が生じているほか、過去に一部の自然公園で見られたような、本来の生育・生息地とは異なる動植物の放出等により生態系に影響を及ぼす事例についても、今後、同様の事態が懸念されることから、これらの生物多様性の保全上の問題に対応するため、法改正の趣旨を踏まえるとともに、今年度中に併せて条例提案する予定の北海道生物多様性の保全に関する条例（仮称）との整合性を考慮し、条例の目的や規制内容等に生物多様性の視点を盛り込むなど所要の改正を行うこととします。

## 2 改正の主な内容

### (1) 目的の改正

生物の多様性に関する社会的な要請の高まりを踏まえた法の改正内容に準じ、目的において、「自然環境の適切な保全」の例示として「生物多様性の確保」を明示します。

今回の目的の改正は、これまでも実施してきた道自然環境保全地域等における生物多様性の確保について、条例上の位置付けを明確化したものであり、道自然環境保全地域の指定等における従来の考え方を変えるものではありません。

### (2) 自然環境保全基本方針における記載事項の明確化

目的と同様に、自然環境保全基本方針の記載事項において、「自然環境の保全」の例示として「生物多様性の確保」を明示します。

### (3) 保全計画決定時における一般の閲覧の追加

従来、道自然環境保全地域の保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない旨規定されていましたが、法における原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保全計画の取扱いと同様、より広く周知するため、一般の閲覧にも供することを加えます。

### (4) 特別地区における行為規制の追加

道自然環境保全地域の特別地区における知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における次の行為を追加します（罰則の対象となる行為の追加）。

ア 木竹を損傷すること。

イ 知事が指定する区域が本来の生育地でない植物で知事が指定するものを植栽し、又は種子をまくこと。

ウ 知事が指定する区域が本来の生息地でない動物で知事が指定するものを放つこと。

### (5) 特別地区において規制する行為を規則に委任する規定の追加

今後、道自然環境保全地域の特別地区において機動的に規制を追加する必要性が生じたときに備え、行為の規制について規則で定めることができるよう委任規定を追加します。

### (6) 特別地区における既着手行為に係る取扱い

道自然環境保全地域の特別地区が指定された際又は特別地区において区域の指定により行為が規制された際に、既に着手していた行為を既着手行為として規制の対象から除外し、規制されることとなった日から6か月間は引き続きその行為をすることができることとしていましたが、知事が指定する区域内における車馬の乗り入れについては既着手行為とする規定になっておらず、取扱いが混在していたため、規定を整理し、全ての行為について既着手行為として取り扱うこととします。

### (7) 罰則の改正

ア 法における罰金の最高額が、同様の行為規制を行っている自然公園法（昭和32年法律第161号）と同程度の水準に引き上げられたことから、法改正の内容に準じ、北海道立自然公園条例（昭和33年条例第36号）と同程度の水準まで罰金額を引き上げることとします。

イ 本条例における独自の規定である環境緑地保護地区等における原状回復命令、届出、着手制限、報告徴収、立入検査等に違反する行為についても、同様に罰則の水準を引き上げることを検討します。

### (8) 経過措置

所要の経過措置を設けます。

### (9) その他

その他所要の整備を行います。